

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユウワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

ネットワーク出版サービス管理規定

(国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局・工業及び情報化部令第5号として2016年2月4日
日發布、同年3月10日施行)

第1章 総則

第1条 ネットワーク出版サービスの秩序を規範化し、ネットワーク出版サービス業の健全で秩序ある発展を促進するため、「出版管理条例」、「インターネット情報サービス管理弁法」及び関連する法律法規に基づき、本規定を制定する。

第2条 中華人民共和国国内においてネットワーク出版サービスに従事する場合には、本規定を適用する。

本規定において「ネットワーク出版サービス」とは、情報ネットワークを通じて公衆にネットワーク出版物を提供することをいう。

本規定において「ネットワーク出版物」とは、情報ネットワークを通じて公衆に提供される、編集、制作、加工等、出版の特徴を備えるデジタル化された著作物をいい、その範囲には主として次のものが含まれる。

- (一) 文学、芸術、科学等の領域内における、知識性及び思想性を備えた文字、画像、地図、ゲーム、アニメーション、オーディオビジュアルブック等のオリジナルのデジタル化著作物
 - (二) 出版済みの図書、新聞、定期刊行物、音響・映像製品、電子出版物等と内容が一致するデジタル化著作物
 - (三) 上記著作物についての選択、編集、集約等の方式を通じて形成されたネットワーク文献データベース等のデジタル化著作物
 - (四) 国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局が認定したその他の種類のデジタル化著作物
- ネットワーク出版サービスの具体的な業務分類については、別途制定する。

第3条 ネットワーク出版サービスに従事する場合には、憲法及び関係する法律・法規を遵守し、人民に奉仕し社会主義に奉仕するという方向性を堅持し、社会主義先進文化の前進方向を堅持し、社会主義核心的価値観を発揚させ、民族の資質の向上、経済発展の推進及び社会の進歩の促進に有益な一切の思想道徳、科学技術及び文化知識を伝播及び蓄積し、人民大衆の日増しに増大する精神文化のニーズを満たさなければならない。

第4条 国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局は、ネットワーク出版サービスの業種主管部門として、全国のネットワーク出版サービスの前置審査認可及び監督管理業務に責任を負う。工業及び情報化部は、インターネット業種主管部門として、職責に基づき、全国のネットワーク出版サービスに対し相応の監督管理を実施する。

地方人民政府の各級の出版行政主管部門及び各省級の電信主管部門は、それぞれの職

責に基づき、自らの行政区域内のネットワーク出版サービス及びアクセスサービスに対し相応の監督管理業務を実施し、かつ、連携業務を適切に行う。

第5条 出版行政主管部門は、違法の嫌疑に係る取得済みの証拠又は通報に基づき、ネットワーク出版サービスへの違法従事の嫌疑がある行為について調査処理を行う場合には、違法の嫌疑がある行為に関係する物品及び経営場所を検査することができ、違法行為に関係することを証明する証拠がある物品について、封印又は差押えをすることができる。

第6条 国は、図書・音響・映像、電子、新聞及び定期刊行物の出版単位がネットワーク出版サービスに従事し、新しいメディアとの融合発展を加速させることを奨励する。

国は、ネットワーク出版サービス業種協会が設立され、規約に従い、出版行政主管部門の指導の下で業種自律規範を制定し、ネットワーク文明を提唱し、健全で有益なコンテンツを伝播させ、不良で有害なコンテンツを排斥することを奨励する。

第2章 ネットワーク出版サービスの許可

第7条 ネットワーク出版サービスに従事する場合には、法により出版行政主管部門の認可を経て、「ネットワーク出版サービス許可証」を取得しなければならない。

第8条 図書・音響・映像、電子、新聞及び定期刊行物の出版単位は、ネットワーク出版サービスに従事する場合には、次の各号に掲げる条件を具備しなければならない。

- (一) ネットワーク出版業務に従事する特定のウェブサイトドメイン名、インテリジェント端末のアプリケーションプログラム等の出版プラットフォームを有すること。
- (二) 特定のネットワーク出版サービス範囲を有すること。
- (三) ネットワーク出版サービスへの従事に求められる必要な技術設備を有すること。

関連するサーバー及びストレージは、中華人民共和国国内に置かなければならない。

第9条 その他の単位がネットワーク出版サービスに従事する場合には、第8条所定の条件以外に、次の各号に掲げる条件も具備していなければならない。

- (一) 特定で他の出版単位と重複しない、ネットワーク出版サービスに従事する主体の名称及び定款を有すること。
- (二) 国の規定に適合する法定代表者及び主要責任者を有すること。法定代表者は、国内で長期にわたり居住している完全行為能力を有する中国公民でなければならず、法定代表者及び主要責任者のうち少なくとも1名は、中級以上の出版専門技術者職業資格を有していなければならない。
- (三) 法定代表者及び主要責任者以外に、ネットワーク出版サービス範囲の要求に適合し、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局が承認する出版及び関連する専門技術職業資格を有する8名以上の専従の編集出版人員を有すること。このうち、中級以上の職業資格を有する人員が3名を下回ってはならない。
- (四) ネットワーク出版サービスへの従事に必要なコンテンツチェック制度を有すること。
- (五) 固定の業務場所を有すること。

(六) 法律、行政法規及び国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局が定めるその他の条件

第10条 中外合弁経営、中外合作経営及び外資経営の単位は、ネットワーク出版サービス

に従事してはならない。

ネットワーク出版サービス単位は、国内の中外合弁経営、中外合作経営若しくは外資経営の企業又は国外の組織及び個人とネットワーク出版サービス業務のプロジェクト提携を行う場合には、事前に国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局に報告し審査認可を受けなければならない。

第11条 ネットワーク出版サービスへの従事を申請する場合には、所在地の省・自治区・直轄市の出版行政主管部門に申請を提出し、審査同意を経た上で、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局に報告し審査認可を受けなければならない。国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局は、申請を受理した日から60日以内に、認可又は不認可の決定を下さなければならない。不認可の場合には、理由を説明しなければならない。

第12条 ネットワーク出版サービスへの従事に係る申告資料には、次の各号に掲げる内容を含んでいなければならない。

- (一) 「ネットワーク出版サービス許可証申請表」
- (二) 単位の定款及び資本源泉の性質証明
- (三) ネットワーク出版サービスのフィジビリティ分析報告。これには、資金使用、商品プラン、技術条件、設備配備、機構設置、人員配備、市場分析、リスク評価、著作権保護措置等が含まれる。
- (四) 法定代表者及び主要責任者の略歴、住所及び身分証明文書
- (五) 編集出版等関連の専門技術者に係る国が承認する職業資格証明並びに主たる業務従事経歴及び研修証明
- (六) 業務場所使用証明
- (七) ウェブサイトドメイン名登録証明及び関連するサーバーを中華人民共和国国内に置くことについての誓約

本規定第8条所定の単位は、ネットワーク出版サービスに従事する場合には、前項(一)、(六)及び(七)号所定の資料のみを提出する。

第13条 ネットワーク出版サービス単位の設立申請者は、認可決定を受領した日から30日以内に登録登記手続をしなければならない。

- (一) 認可文書を持参して所在地の省・自治区・直轄市の出版行政主管部門に赴き、「ネットワーク出版サービス許可登記表」を受領し、かつ、記入する。
- (二) 省・自治区・直轄市の出版行政主管部門は、「ネットワーク出版サービス許可登記表」について審査し、誤りがないことを確認した後10日以内に、申請者へ「ネットワーク出版サービス許可証」を発行する。
- (三) 「ネットワーク出版サービス許可登記表」は一式3部とし、申請者及び省・自治区・直轄市の出版行政主管部門が各1通を保管し、残りの1通は省・自治区・直轄市の出版行政主管部門が15日以内に国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局に届け出る。

第14条 「ネットワーク出版サービス許可証」の有効期間は5年とする。有効期間が満了する場合において、ネットワーク出版サービス活動への従事を継続する必要があるときは、有効期間が満了する60日前までに本規定第11条の手順に従い申請を提出しなければならない。出版行政主管部門は、当該許可の有効期間が満了するまでに、延長継続を認めるか否かの決定を下さなければならない。認可する場合には、「ネットワーク出版サ

サービス許可証」を更新する。

第15条 ネットワーク出版サービスについて認可を経た後、申請者は、認可文書及び「ネットワーク出版サービス許可証」を持参して所在地の省・自治区・直轄市の電信主管部門に赴き、関連手続をしなければならない。

第16条 ネットワーク出版サービス単位は、「ネットワーク出版サービス許可証」の許可登記事項若しくは資本構造を変更し、合併若しくは分割し、又は分支機構を設立する場合には、本規定第11条により審査認可手続をしなければならない。かつ、認可文書を持参して所在地の省・自治区・直轄市の電信主管部門に赴き、関連手続をしなければならない。

第17条 ネットワーク出版サービス単位は、ネットワーク出版サービスを中断する場合には、所在地の省・自治区・直轄市の出版行政主管部門に届け出、かつ、理由及び期間を説明しなければならない。ネットワーク出版サービス単位がネットワーク出版サービスを中断するのは、180日を超えてはならない。

ネットワーク出版サービス単位は、ネットワーク出版サービスを終了する場合には、ネットワーク出版サービスを終了した日から30日以内に、所在地の省・自治区・直轄市の出版行政主管部門において抹消手続をした上で、省・自治区・直轄市の電信主管部門において関連手続をしなければならない。省・自治区・直轄市の出版行政主管部門は、関連する情報を国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局に届け出る。

第18条 ネットワーク出版サービス単位が登記した日から180日経過してもネットワーク出版サービスを展開しない場合には、当初登記した出版行政主管部門が登記を抹消し、かつ、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局に届け出ると同時に、関連する省・自治区・直轄市の電信主管部門に知らせる。

不可抗力又はその他の正当な理由により上述の状況が発生した場合には、ネットワーク出版サービス単位は、当初登記した出版行政主管部門に期間延長を申請することができる。

第19条 ネットワーク出版サービス単位は、出版行政主管部門が発給した「ネットワーク出版サービス許可証」の番号を自身のウェブサイトのホームページ上に掲示しなければならない。

インターネット関連サービス提供者は、ネットワーク出版サービス単位向けに、検索順位への人為的介入、広告、プロモーション等のサービスを提供する場合には、サービス対象の「ネットワーク出版サービス許可証」及び業務範囲を確認しなければならない。

第20条 ネットワーク出版サービス単位は、認可された業務範囲に従ってネットワーク出版サービスに従事しなければならない。認可された業務範囲を逸脱してネットワーク出版サービスに従事してはならない。

第21条 ネットワーク出版サービス単位は、「ネットワーク出版サービス許可証」を転貸し、有償貸与し、若しくは売却し、又はネットワーク出版サービス許可を形式の如何を問わず譲渡してはならない。

ネットワーク出版サービス単位が、他のネットワーク情報サービス提供者が当該ネットワーク出版サービス単位の名義にてネットワーク出版サービスを提供することを許可する行為は、前項所定の禁止行為に該当する。

第22条 ネットワーク出版サービス単位は、特殊管理株制度を実行する。具体的な規則については、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局が別途制定する。

第3章 ネットワーク出版サービス管理

第23条 ネットワーク出版サービス単位は、編集責任制度を実行し、ネットワーク出版物のコンテンツが適法であることを保障する。

ネットワーク出版サービス単位は、出版物コンテンツ審査責任制度、責任編集制度、責任校正制度等の管理制度を実行し、ネットワーク出版物の出版の質を保障する。

他の出版単位が既に国内において適法に出版している著作物をネットワーク上において出版し、かつ、原出版物のコンテンツを改変しない場合には、ネットワーク出版物の相応のページにおいて原出版単位の名称及び書籍番号、刊行物番号、ネットワーク出版物番号又は URL の情報を目立つように掲示しなければならない。

第24条 ネットワーク出版物には、次の各号に掲げるコンテンツが含まれていてはならない。

- (一) 憲法で確立した基本原則に反対するもの
- (二) 国の統一、主権及び領土の完全性に危害を及ぼすもの
- (三) 国家秘密を漏洩し、国の安全に危害を及ぼし、又は国の栄誉及び利益を損なうもの
- (四) 民族憎悪若しくは民族差別を煽り、民族の団結を破壊し、又は民族の風俗習慣を侵害するもの
- (五) 邪教又は迷信を宣揚するもの
- (六) デマを流布し、社会秩序を攪乱し、社会の安定を破壊するもの
- (七) 淫猥、色欲、賭博若しくは暴力を宣揚し、又は犯罪を教唆するもの
- (八) 他人を侮辱又は誹謗し、他人の適法な権益を侵害するもの
- (九) 社会公德又は民族の優れた文化伝統に危害を及ぼすもの
- (十) 法律、行政法規及び国の規定により禁止されているその他のコンテンツを有するもの

第25条 未成年者の適法な権益を保護するため、ネットワーク出版物には、社会公德違反及び違法犯罪行為に対する未成年者による模倣を誘発するコンテンツが含まれてはならず、恐怖、残酷等、未成年者の心身の健康を阻害するコンテンツが含まれてはならず、未成年者のプライバシーを開示するコンテンツが含まれていてはならない。

第26条 ネットワーク出版サービス単位は、国の安全、社会の安定等の方面に関わる重大テーマのコンテンツを出版する場合には、重大テーマ届出管理に関する国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局の規定に従い、届出 процедуруをしなければならない。届出を経していない重大テーマのコンテンツは、出版してはならない。

第27条 ネットワークゲームのオンライン出版前には、所在地の省・自治区・直轄市の出版行政主管部門に申請を提出し、審査同意を経た上で、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局に報告し審査認可を受けなければならない。

第28条 ネットワーク出版物のコンテンツが真実でなく、又は公正でなく、その結果、公民、法人その他の組織の適法な権益が侵害を受けた場合には、関連するネットワーク出

版サービス単位は、権利侵害を停止し、公に訂正し、影響を除去し、かつ、法によりその他の民事責任を負わなければならない。

第29条 国は、ネットワーク出版物に対し標識管理を実行する。具体的な規則については、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局が別途制定する。

第30条 ネットワーク出版物は、国の関係規定及び基準要求に適合し、出版物の質が保証されなければならない。

ネットワーク出版物に使用する言語は、国の法律規定及び関係する基準規範に適合していなければならない。

第31条 ネットワーク出版サービス単位は、国の関係規定又は技術基準に従って必要な設備及びシステムを配備・利用し、各管理制度を確立して健全化し、情報の安全性及びコンテンツの適法性を保障し、かつ、出版行政主管部門が法により監督管理職責を履行するために技術サポートを提供しなければならない。

第32条 ネットワーク出版サービス単位は、ネットワーク上で国外の出版物を提供する場合には、著作権に係る適法な授権を得なければならない。このうち、国外の著作権者から授権されたネットワークゲームを出版する場合には、本規定第27条に従い審査認可手続をしなければならない。

第33条 ネットワーク出版サービス単位は、自身の出版したネットワーク出版物に本規定第24条又は第25条所定のコンテンツが含まれることが分かった場合には、直ちに削除し、関係記録を保管し、かつ、所在地の県級以上の出版行政主管部門に報告しなければならない。

第34条 ネットワーク出版サービス単位は、出版した著作物のコンテンツ及びその日時、URL 又はドメイン名を記録しなければならない。記録は60日保管して、国の関係部門が法により照会した際に提供しなければならない。

第35条 ネットワーク出版サービス単位は、国の統計規定を遵守し、法により出版行政主管部門に統計資料を提出しなければならない。

第4章 監督管理

第36条 ネットワーク出版サービスの監督管理については、属地管理の原則を実行する。

各地の出版行政主管部門は、自らの行政区域内のネットワーク出版サービス単位及びそれらの出版活動に対する日常監督管理を強化し、次の各号に掲げる職責を履行しなければならない。

(一) ネットワーク出版サービス単位について業種監督管理を行い、ネットワーク出版サービス単位による本規定への違反状況について調査処理を行い、かつ、上級の出版行政主管部門に報告する。

(二) ネットワーク出版サービスについて監督管理を行い、本規定への違反行為について調査処理を行い、かつ、上級の出版行政主管部門に報告する。

(三) ネットワーク出版物のコンテンツ及び品質について監督管理を行い、コンテンツ審査閲読及び品質検査を定期的に組織し、かつ、結果を上級の出版行政主管部門に報告する。

(四) ネットワーク出版業務従事者について管理を行い、職位・業務研修及び考課を定期的に組織する。

(五) 上級の出版行政主管部門に協力し、関連部門の調整をはかり、かつ、下級の出版行政主管部門の業務展開を指導する。

第37条 出版行政主管部門は、監督管理に係る陣容・機構の構築を強化し、必要な技術的手段を講じてネットワーク出版サービスに対し管理を行わなければならない。出版行政主管部門が監督検査等の法執行職責を法により履行する場合には、ネットワーク出版サービス単位は、これに協力しなければならず、拒絶及び妨害をしてはならない。

各省・自治区・直轄市の出版行政主管部門は、自らの行政区域内のネットワーク出版サービス監督管理状況について、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局に対し、書面報告を定期的に提出しなければならない。

第38条 ネットワーク出版サービス単位は年度審査・検査制度を実行し、年度審査・検査は毎年1回行う。省・自治区・直轄市の出版行政主管部門は、自らの行政区域内のネットワーク出版サービス単位に対し年度審査・検査を実施し、かつ、関係状況を国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局に届け出ることにより責任を負う。年度審査・検査の内容には、ネットワーク出版サービス単位の設立条件、登記項目、出版経営状況、出版の質、法律規範の遵守及び内部管理の状況等が含まれる。

第39条 年度審査・検査は、次の各号に掲げる手順に従って行う。

(一) ネットワーク出版サービス単位が年度自己検査報告を提出する。内容には、当年度における政策法律執行状況、賞罰状況、ウェブサイトの出版・管理・運営実績状況、ネットワーク出版物の目録、年度審査・検査期間内における法規違反行為に対する是正状況、編集出版人員の研修管理状況等を含み、かつ、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局が統一的に印刷作成した「ネットワーク出版サービス年度審査・検査登記表」に記入して、年度自己検査報告と共に所在地の省・自治区・直轄市の出版行政主管部門に報告する。

(二) 省・自治区・直轄市の出版行政主管部門は、自らの行政区域内のネットワーク出版サービス単位の設立条件、登記項目、業務展開及び法規執行等の状況について全面審査を行い、かつ、ネットワーク出版サービス単位の年度自己検査報告及び「ネットワーク出版サービス年度審査・検査登記表」等の年度審査・検査資料を受領して45日以内に、全面審査検査業務を完了する。年度審査・検査要求に適合するネットワーク出版サービス単位については登記をし、かつ、その「ネットワーク出版サービス許可証」に年度審査・検査印を押捺する。

(三) 省・自治区・直轄市の出版行政主管部門は、全面審査検査業務を完了して15日以内に、年度審査・検査状況及び関係する書面資料を国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局に届け出なければならない。

第40条 次の各号に掲げる状況のいずれかがある場合には、年度審査・検査を見合わせる。

(一) 営業停止・整理中であるとき。

(二) 出版法規規則に違反し、処罰されるべきとき。

(三) 要求どおりに出版行政主管部門の関連管理規定を執行しないとき。

(四) 内部管理が混乱し、正当な理由なく実質的なネットワーク出版サービス活動を展

開していないとき。

(五) 著作権の侵害等その他の違法の嫌疑があり、更に調べる必要があるとき。

年度審査・検査の見合わせ期間は、省・自治区・直轄市の出版行政主管部門が確定し、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局に届け出るが、最長で 180 日を超えてはならない。年度審査・検査の見合わせ期間には、ネットワーク出版サービスを停止しなければならない。

審査・検査の見合わせ期間が満了した場合には、本規定に従い新たに年度審査・検査手続をする。

第 41 条 本規定第 8 条又は第 9 条所定の条件を既に具備しなくなった場合には、期間を限り是正するよう命ずる。期限を徒過してなお是正されない場合には、年度審査・検査が不合格となり、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局によって「ネットワーク出版サービス許可証」が取り消され、所在地の省・自治区・直轄市の出版行政主管部門が登記を抹消し、かつ、法により処理するよう現地の電信主管部門に通知する。

第 42 条 省・自治区・直轄市の出版行政主管部門は、実際の状況に基づき、自らの行政区域内の年度審査・検査事項について調整を行うことができ、関連状況について国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局に届け出る。

第 43 条 省・自治区・直轄市の出版行政主管部門は、社会に対し年度審査・検査結果を公表することができる。

第 44 条 ネットワーク出版サービスの編集出版等に従事する関連専門技術者及びその責任者は、編集出版等関連する専門技術者の職業資格管理に関する国の関係規定に適合していなければならない。

ネットワーク出版サービス単位の法定代表者又は主要責任者は、出版行政主管部門が組織する職位研修に関係規定に従って参加し、かつ、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局が統一的に印刷作成した「職位研修合格証書」を取得しなければならない。規定どおりに職位研修に参加せず、又は研修後に「職位研修合格証書」を取得していない場合には、法定代表者又は主要責任者を引き続き務めてはならない。

第 5 章 保障及び報奨

第 45 条 国は、関係政策を制定し、ネットワーク出版サービス業の発展及び繁栄を保障及び促進する。科学と真理を広め、先進文化を伝播し、科学的精神を提唱し、美しい心を作り出し、社会の正しい気風を発揚する等、先進的ネットワーク文化の形成に役立つネットワーク出版サービスを奨励し、健全な文化及び優れた文化製品のデジタル化及びネットワーク化伝播を推進する。

ネットワーク出版サービス単位が法によりネットワーク出版サービスに従事する場合には、いかなる組織及び個人も、妨害、阻止及び破壊してはならない。

第 46 条 国は、次の各号に掲げる、優れた重点的ネットワーク出版物の出版を支持及び奨励する。

(一) 憲法で確立した基本原則を論じ伝播するうえで重大な役割を果たすもの

(二) 社会主義核心的価値観の発揚、愛国主義、集団主義、社会主義及び民族団結教育の

実施並びに社会公德、職業道徳、家庭美徳、個人品徳の発揚にとって重要な意義を有するもの

- (三) 民族の優れた文化を発揚し、国際文化交流を促進するうえで重大な役割を果たすもの
- (四) 自主知的財産権及び優れた文化的内包を有するもの
- (五) 文化革新を推進し、国内外の新しい科学文化成果を遅滞なく反映させるうえで重大な貢献があるもの
- (六) 公共文化サービスを促進するうえで重大な役割を果たすもの
- (七) 専ら未成年者を対象とし、かつ、内容が健全であるもの又はその他未成年者の健全な成長に有益なもの
- (八) その他重要な思想的価値、科学的価値又は文化芸術的価値を有するもの

第47条 ネットワーク出版サービス業の発展及び繁栄のために重要な貢献を果たした単位及び個人に対しては、国の関係規定に従い報奨を与える。

第48条 国は、ネットワーク出版物の著作権者の適法な権益を保護する。ネットワーク出版サービス単位は、「中華人民共和国著作権法」、「情報ネットワーク伝播権保護条例」、「コンピュータソフトウェア保護条例」等、著作権に係る法律法規を遵守しなければならない。

第49条 ネットワーク出版物の出版を不法に妨害、阻止及び破壊する行為に対し、出版行政主管部門及びその他の関係部門は、遅滞なく措置を講じ、これを止めさせなければならない。

第6章 法的責任

第50条 ネットワーク出版サービス単位が本規定に違反した場合には、出版行政主管部門は、次の各号に掲げる行政措置を講ずることができる。

- (一) 警告通知書を示達する。
- (二) 通報をもって批判し、是正を命ずる。
- (三) 公開反省を命ずる。
- (四) 違法コンテンツの削除を命ずる。

警告通知書は、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局が統一様式を制定し、出版行政主管部門から関連のネットワーク出版サービス単位に示達される。

本条所定の行政措置は、併用することができる。

第51条 認可を経ずに、ネットワーク出版サービスに無断で従事し、又はネットワークゲーム(国外の著作権者から授権されたネットワークゲームを含む。)を無断でオンライン出版した場合には、「出版管理条例」第61条及び「インターネット情報サービス管理弁法」第19条の規定に基づき、出版行政主管部門及び工商行政管理部门が法定の職権によって取り締まり、かつ、所在地の省級の電信主管部門が関係部門の通知に基づき、「インターネット情報サービス管理弁法」第19条の規定に従ってウェブサイト閉鎖を命ずる等の処罰を与える。既に刑法に抵触している場合には、法により刑事責任を追及する。刑事処罰をするにはなお及ばない場合には、関連するネットワーク出版物を全て削除し、

違法所得並びに違法出版活動に従事するための主要設備及び専用工具を没収する。違法経営額が1万元以上である場合には、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料を併科する。違法経営額が1万元未満である場合には、5万元以下の過料を科することができる。他人の適法な権益を侵害している場合には、法により民事責任を負う。

第52条 本規定第24条又は第25条の禁止コンテンツを含むネットワーク出版物を出版・伝播した場合には、「出版管理条例」第62条及び「インターネット情報サービス管理弁法」第20条の規定に基づき、出版行政主管部門が関連コンテンツの削除及び期間を定めた是正を命じ、違法所得を没収する。違法経営額が1万元以上である場合には、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料を併科する。違法経営額が1万元未満である場合には、5万元以下の過料を科することができる。情状が重大である場合には、期間を定めた営業停止・整理を命じ、又は国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局が「ネットワーク出版サービス許可証」を取り消し、電信主管部門が出版行政主管部門の通知に基づきその電信業務経営許可を取り消すか、又はウェブサイトの閉鎖を命ずる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

本条第1項の行為に従事するネットワーク出版サービス単位向けに、検索順位への人為的介入、広告、プロモーション等の関連サービスを提供した場合には、出版行政主管部門が関連サービスの提供停止を命ずる。

第53条 本規定第21条に違反した場合には、「出版管理条例」第66条の規定に基づき、出版行政主管部門が違法行為の停止を命じ、警告を与え、違法所得を没収する。違法経営額が1万元以上である場合には、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料を併科する。違法経営額が1万元未満である場合には、5万元以下の過料を科することができる。情状が重大である場合には、期間を定めた営業停止・整理を命じ、又は国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局が「ネットワーク出版サービス許可証」を取り消す。

第54条 次の各号に掲げる行為のいずれかがある場合には、「出版管理条例」第67条の規定に基づき、出版行政主管部門が是正を命じ、警告を与える。情状が重大である場合には、期間を定めた営業停止・整理を命じ、又は由国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局が「ネットワーク出版サービス許可証」を取り消す。

- (一) ネットワーク出版サービス単位が「ネットワーク出版サービス許可証」の登記事項若しくは資本構造を変更し、認可されたサービス範囲を逸脱してネットワーク出版サービスに従事し、合併若しくは分割し、又は分支機構を設立しても本規定どおりに審査認可手続をしなかったとき。
- (二) ネットワーク出版サービス単位が規定に従わずに重大テーマに関わる出版物を出版したとき。
- (三) ネットワーク出版サービス単位がネットワーク出版サービスを無断で180日より長く中断したとき。
- (四) ネットワーク出版物の質が関係規定及び基準に適合しないとき。

第55条 本規定第34条に違反した場合には、「インターネット情報サービス管理弁法」第21条の規定に基づき、省級の電信主管部門が是正を命ずる。情状が重大である場合には、営業停止・整理又はウェブサイトの一時的閉鎖を命ずる。

第56条 ネットワーク出版サービス単位が法の規定どおりに出版行政主管部門に対して統

計資料を提出しなかった場合には、「新聞出版統計管理弁法」により処罰する。

第57条 ネットワーク出版サービス単位が本規定第2章の規定に違反し、詐欺又は賄賂等の不正手段にて許可を取得した場合には、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局がその相応する許可を取り消す。

第58条 次の各号に掲げる行為のいずれかがある場合には、出版行政主管部門が是正を命じ、警告をし、3万元以下の過料を併科する。

(一) 本規定第10条に違反し、国内外の中外合弁経営、中外合作経営又は外資経営の企業とネットワーク出版サービス業務に関わる提携を無断で行ったとき。

(二) 本規定第19条に違反し、関係許可情報を掲示せず、又は関係ウェブサイトの「ネットワーク出版サービス許可証」を確認しなかったとき。

(三) 本規定第23条に違反し、規定どおりに編集責任制度等の管理制度を実行しなかったとき。

(四) 本規定第31条に違反し、規定又は基準どおりに関係するシステム若しくは設備を配備・利用せず、又は関係管理制度を健全化しなかったとき。

(五) 本規定の要求どおりに年度審査・検査に参加しなかったとき。

(六) 本規定第44条に違反し、ネットワーク出版サービス単位の法定代表者又は主要責任者が「職位研修合格証書」を取得しなかったとき。

(七) ネットワーク出版に係るその他の管理に関する出版行政主管部門の規定に違反したとき。

第59条 ネットワーク出版サービス単位が本規定に違反して許可証取消しという行政処罰を科された場合には、その法定代表者又は主要責任者は、許可証が取り消された日から10年内は、ネットワーク出版サービス単位の法定代表者又は主要責任者を務めてはならない。

ネットワーク出版サービスの編集出版等に従事する関連専門技術者及びその責任者が本規定に違反し、情状が重大である場合には、当初の証書発行機関がその資格証書を取り消す。

第7章 附則

第60条 本規定にいう出版物コンテンツ審査責任制度、責任編集制度、責任校正制度等の管理制度については、「図書品質保障体系」の関係規定を参照して執行する。

第61条 本規定は、2016年3月10日から施行する。旧国家新聞出版総署及び情報産業部が2002年6月27日に発布した「インターネット出版管理暫行規定」は、同時に廃止する。

(法令原文名称：网络出版服务管理规定)